

健康保険法改正における「一部保険外療養」

「薬剤のみが対象」と解釈変更される

健康保険法改正「一部保険外療養」 第63条 2項 6号

要指導医薬品又は一般用医薬品との代替性が特に高い薬剤を用いた療養その他の適正な医療の提供を確保しつつ、公平かつ効率的な保険給付を行う必要性に鑑みその要する費用のうち一部を保険給付の対象としないものとする療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「一部保険外療養」という。）

保険除外となる「その他の療養」の範囲

従来解釈

第63条 1項

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

修正解釈

第63条 1項

- 二 薬剤又は治療材料の支給
※参院厚生労働委員会審議（5月28日）で野党議員の追及を受けて2号「薬剤」のみに限定する解釈を修正した。

改正健保法に新設される「一部保険外療養」の対象範囲と解釈変更

国会では「一部保険外療養」の対象が薬剤に限られるのか、療養の給付全体に広がるのかという法解釈が審議の焦点になりました。厚生労働省は、5月21日の国会答弁の際に条文上は薬剤だけでなく療養の給付全般を対象にしていると説明しましたが、その立法事実を示すことができます。5月28日の委員会では「薬剤のみを対象としたもの」と解釈を現時点の解釈にすぎません。政府は解釈を変更する一方、条文（健保法63条

条文は修正されず 対象拡大に歯止めなし

これは、保険医療協会や保団連が反対署名約27万筆超を国会に提出し、国会議員への要請行動や院内集会で難病患者の切実な声を届けてきた運動が、政府に解

果といえます。積の変更に迫った一定の成果は、高市首相は「条文を見直す考えはない」と答弁しました。また今回はOTC類似薬77成分・約1100品目について薬剤費の4分の1を保険給付とする方針です。

が、しかし昨年12月の大臣折衝事項には令和9年度以降の対象・負担割合の拡大が明記され、附則にも検討規定が盛り込まれていました。上野賢一郎厚労相は「薬剤費金額を保険外とし別途負担を求めることは可能」とも述べています。

また今回は、子どもやがん・難病患者などの慢性疾患患者などは追加負担を求めない配慮対象となつていますが、今後配慮対象から外される可能性もあります。そもそも医師が処方した薬でも金額保険給付にはならないのは、国民皆保険の理念から大きく逸脱しています。保健医療協会は、薬剤以外の診療行為へ一部保険外療養の制度が拡大しないよう訴えていくとともに、薬剤への導入そのものの撤回を引

保険収載品とされている薬剤等の費用の一部を保険給付の対象外とする「一部保険外療養」の創設などを盛り込んだ改正健康保険法（以下、改正健保法）が5月29日、参議院本会議で成立しました。制度の対象範囲をめぐっては、直前に政府が「薬剤のみを対象とする」と解釈を変更。しかし条文そのものは修正されず、今後の対象拡大に歯止めはかかっていません。

高額療養費制度の負担上限額 引き上げはやめての意見集中を パブリックコメント募集要項

1. 募集期間
令和8年6月6日（土）～7月5日（日）必着
2. 募集対象
健康保険法施行例等の一部を改正する政令案について
3. 提出方法
・ 総合窓口（e-Gov）の意見フォーム
・ 電子メール
（hokenka-hourei@mhlw.go.jp）
※件名は「健康保険法施行令等の一部を改正する政令案に関する意見」と明記
・ 郵送する場合
〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省保険局保険課企画法令第一係宛て

詳細はこちら▶▶▶



大阪 保険 医 新 聞

発行所 大阪市浪速区幸町2-2-20
清光ビル 4階
郵便番号556-0021

大阪府保険医協会

発行人 渡辺 征二
電話 06(6568)7721(代)
FAX 06(6568)2389
定価 300円(購読料は会費に含まれます)

おもな内容

- 2 透視 大きな転換点を迎える在宅医療
- 2 報道 Q & A 説明会
- 3 報道 北大阪地域会員交流会
- 4 研究 診療報酬改定 Q & A ①
- 6 報道 関西鉄道史探訪 ④⑥

編集部 E-mail :
shinbun@osaka-hk.org
電子版はこちらから
ユーザー名 news2025
パスワード Ohk_s8zU



詳細3面

診療所における賃上げ・物価上昇に
対する支援事業の受付開始

1. 賃上げ支援事業（診療所）15万円

【対象となる医療機関】

2026年3月1日までに、「ベースアップ評価料」を届出している医療機関。または2026年6月の診療報酬改定にて同届出をしている（誓約している）医療機関

【支給金額】

無床診療所：1施設×15万円 / 有床診療所：許可病床×7万2千円

【支給要件】

- a. 補助金額（無床診の場合は15万円）を活用して、2025年12月から2026年5月までの6か月の期間に、対象職員のベースアップを実施していること。
 - b. 2025年12月から2026年3月までの4か月は、補助金を一時金や特別手当として支給することは差支えないとしていますが、4・5月は基本給の引上げや毎月支払われる手当の支給があることが前提となります。
- ※申請を行った後、内容の確認後、順次「交付決定通知」が送付されます。公布後30日以内に「実績報告」の提出後、指定口座に振り込まれます。

2. 物価支援事業（診療所）17万円

【対象となる医療機関】

無床・有床診療所

【支給金額】

無床診療所：1施設×17万円 / 有床診療所：許可病床×13万円

切
7/31

2026年 初夏特集号 会員投稿募集します

大阪保険医新聞では「初夏特集号」の投稿を募集しています。採用作品には、薄謝（図書カード）を進呈致します。
◇テーマ『私の奇妙な体験』『自由題』
◇字数 600 字程度 ◇締切り 7月7日（火）
◇投稿方法 Eメール（shinbun@osaka-hk.org）、又は ☎06-6568-2389 で、大阪府保険医協会新聞部担当・藤本脩／松井まで

今年のテーマは「私の奇妙な体験」「自由題」

【テーマの具体例】

- ▶幼少期の出来事 ▶今でも説明できない〇〇
- ▶話しても信じてもらえない〇〇

※上記はあくまで一例ですので、ご自由に執筆ください。また「自由題」でも募集していますので、テーマ以外の投稿でも大歓迎です！

▼高額療養費制度の改善、OTC医薬品の特別料金の徴収、ベースアップ評価料の押し付けなど保険外診療の拡大、患者負担が増え、医療保険制度が切り崩されている。医療は政治であり、政治の在り方に無関心であっては医療人の目指す目的も達成できないのではないだろうか。

▼限られた国家予算の中で軍事費増大のためのターゲットとして、社会保障費とわけて医療費の削減が狙われている。その急先鋒が財務省と財政省であり、特に保険医療費を主たる変えを求めて削減しようとしている。

▼現在日本の名目GDP（国内総生産）は662兆円であり、国の年間予算は121兆円で税収8兆円と国債34兆円で賄われている。今年度社会保険料は41兆円、軍費防衛費は10兆円に迫っている。

主権(1)新自由主義(2)維新(3)新しい戦争(4)新型軍国主義等「新しい」という言葉には要留意ある。歴史の逆戻りの危険性が潜んでいる。